

令和5年度及び令和4年度補正予算
社会福祉振興助成事業（WAM助成）
募集説明会

この資料は、募集説明資料・Q&Aスライドの一部を抜粋し、再構成した資料です。



令和5年1月
独立行政法人福祉医療機構
NPOリソースセンター

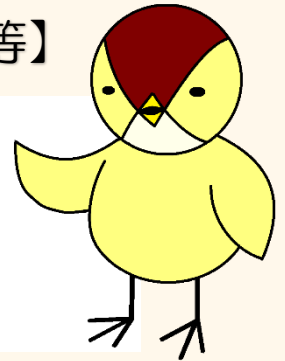
募集説明会のねらい

はじめに（WAM助成全体について・募集内容の見直しの要点）

- ① 3つのWAM助成プログラムの概要を把握【動画1】
 - ・実施を予定している事業が対象となるか
 - ・どのプログラムが合致するか
- ② 応募要件や審査のポイント・注意点を把握【動画2】
 - ・応募の要件を満たしているのか、どんな経費が対象となるのか
 - ・審査ではどこをみているのか、申請にあたって気をつける点は何か
- ③ 要望書記載や計画立案の参考情報を把握【動画3】
 - ・どういったことに配慮して申請すればいいのか
- ④ その他、質問タイム等で不明点を解消【Q&A等】

【時間の関係上、説明会では十分なお説明が難しいと予想されること】

- ・モデル事業について（⇒【動画1】を参照／質問or追って相談を）
- ・要望書の記載にあたって（⇒【動画3】を参照）
- ・各プログラムのQ&A（⇒各募集ページを参照）



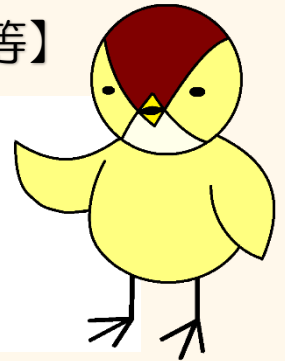
募集説明会のねらい

はじめに（WAM助成全体について・募集内容の見直しの要点）

- ① 3つのWAM助成プログラムの概要を把握【動画1】
 - ・実施を予定している事業が対象となるか
 - ・どのプログラムが合致するか
- ② 応募要件や審査のポイント・注意点を把握【動画2】
 - ・応募の要件を満たしているのか、どんな経費が対象となるのか
 - ・審査ではどこをみているのか、申請にあたって気をつける点は何か
- ③ 要望書記載や計画立案の参考情報を把握【動画3】
 - ・こういったことに配慮して申請すればいいのか
- ④ その他、質問タイム等で不明点を解消【Q&A等】

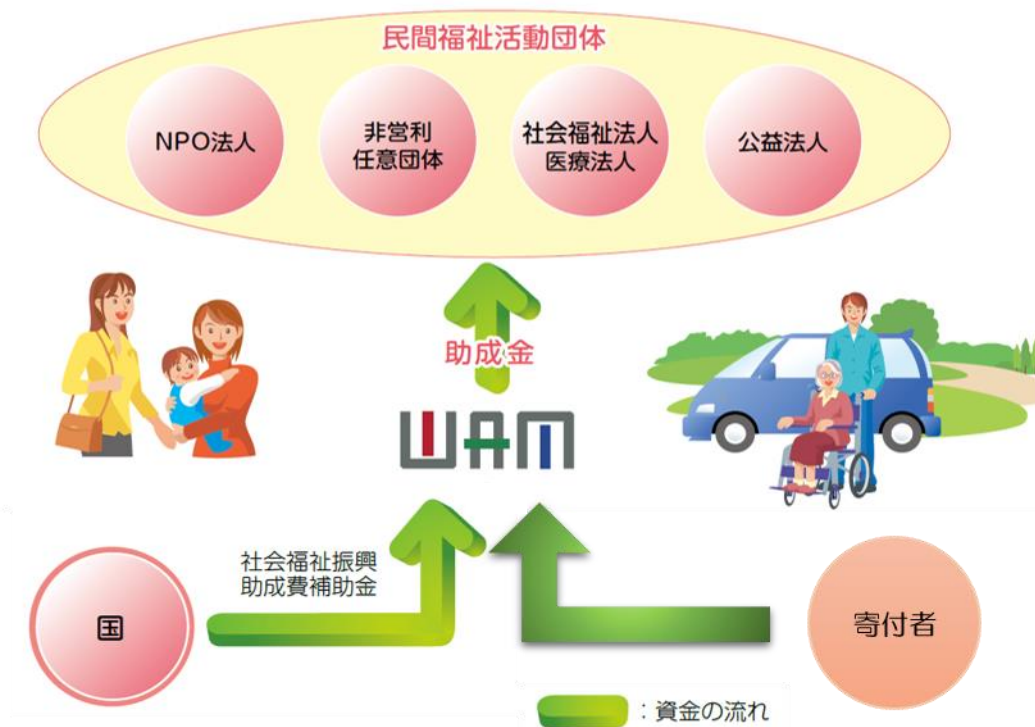
【時間の関係上、説明会では十分なお説明が難しいと予想されること】

- ・モデル事業について（⇒【動画1】を参照／質問or追って相談を）
- ・要望書の記載にあたって（⇒【動画3】を参照）
- ・各プログラムのQ&A（⇒各募集ページを参照）



WAM助成の仕組み

WAM助成は、年間約6億円の資金規模により
全国各地の民間福祉活動を支援しています



WAM助成（社会福祉振興助成事業）は国庫補助事業です！

☞ 当該助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」が適用されますので、適正な執行が求められることとなります。

スケジュールについて

WAM助成の応募から事業評価までの流れ

1月頃	応募	募集要領や応募書類の様式を 機構ホームページに公表のうえ募集開始
2～3月	審査	外部有識者からなる社会福祉振興助成事業 審査・評価委員会において審査
4月頃	内定通知	採択団体へ通知を発送・・・4月上旬予定 (採択事業をHPで公表／全ての応募者あてメール)
5月頃	助成の申請 の手続き	事業計画・資金計画の精査や内定条件等への対応検討 助成金専用口座の開設等
5～7月	助成金の交付	助成金を概算払により交付
9月頃	進捗の確認	進捗状況を書面で確認し、必要に応じて実地訪問 (その他に、研修や団体同士の情報交換会を開催予定)
翌年 4～9月頃	完了報告 事業評価	完了報告書の提出、助成金の精算手続き 審査・評価委員会及び事務局による事業評価を実施

・原則この期間の経費を
助成対象とします。

・助成金交付前に必要
となった経費は立替と
し、のちに助成金を
充当してください。

令和5年4月1日

助成事業の
実施期間

助成金交付

5月～6月頃を予定

令和6年3月31日

《助成事業の実施期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで》

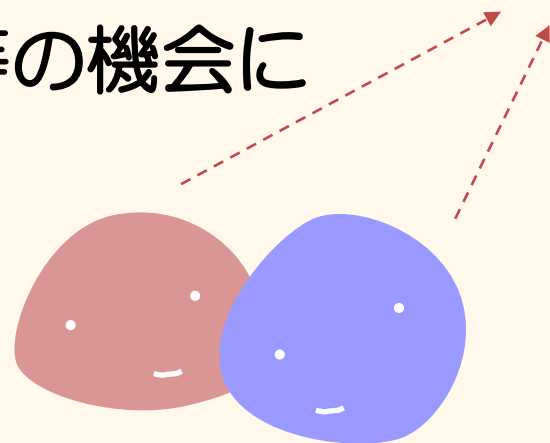
☞ この助成金を受けて行う事業は、この実施期間内に終了する必要があります。

☞ また、助成事業に係る経費の支払いも、原則としてこの期間内に終了する必要があります。

ひとこと 「助成金申請を“機会に”」

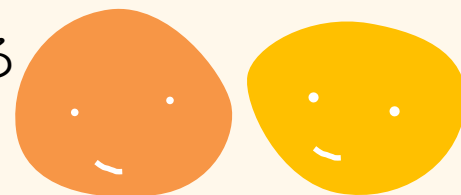
助成金申請を、内部の認識共有等の機会に

- 今後の事業の方向性をメンバーと確認する
- 事業の役割についてメンバー間で合意を得る
- 必要な体制確保に関する内容も計画に入れる



助成金申請を、他団体との協力の機会に

- 事業の構想を計画時点で既存の連携団体に相談
- 助成金申請をきっかけに新たな連携先とつながる
- 同様の事業を実施している過去の助成採択先や他団体・中間支援組織に計画立案を相談



WAM助成の対象領域

営利を目的としない団体が取り組む、 制度の狭間にある福祉課題に対応する事業が対象となります

2つの助成メニューがあります

WAM助成はこうした声にお応えします

- 制度の狭間にある社会課題に取り組みたい
- 新事業の立上げや既存事業のステップアップを図りたい
- 行政等と関係構築を行い、協働や政策提案につなげたい
- 主たる活動とともに、人材育成や連携体制強化を図りたい
- 地域内又は広域的な相互連携を促進し自立化を目指したい

〈制度の狭間となりやすいニーズの例〉



WAM助成 実績データ

令和4年度データ

応募・採択状況

採択率

24.9%

【令和4年度（通常・モデル）データ】

区分		応募件数	採択件数	採択金額（千円）
テーマ	安心につながる社会保障	320	77	375,144
	夢をつむぐ子育て支援	154	39	187,255
	被災者支援、災害時の支援体制づくり	23	8	46,350
計		497	124	608,749
上記のうち、モデル事業		(56)	(7)	(68,024)
テーマ	安心につながる社会保障	(32)	(4)	(39,696)
	夢をつむぐ子育て支援	(21)	(2)	(20,105)
	被災者支援、災害時の支援体制づくり	(3)	(1)	(8,223)

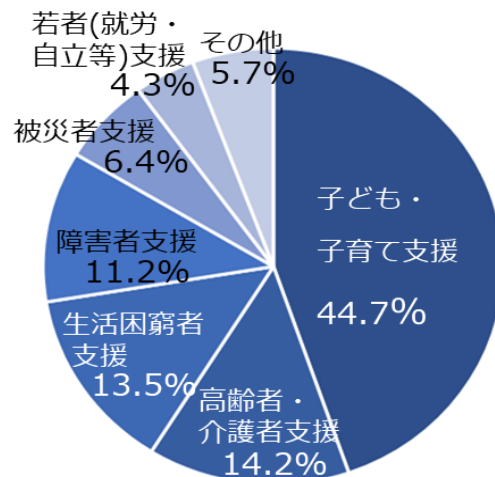
（参考）令和2年度データ

採択事業の
状況

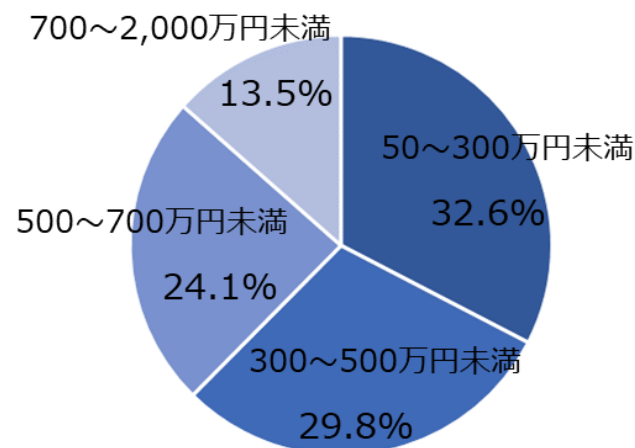
助成額内訳で
最も多い範囲は、

50万～
300万円

分野別の採択件数



助成金額の内訳



応募方法について

応募方法

STEP ①

《機構HPから応募様式をダウンロードし、作成》

※募集要領・募集説明スライドなどを必ずご確認ください。

STEP ②

《応募フォームから応募書類を送信》

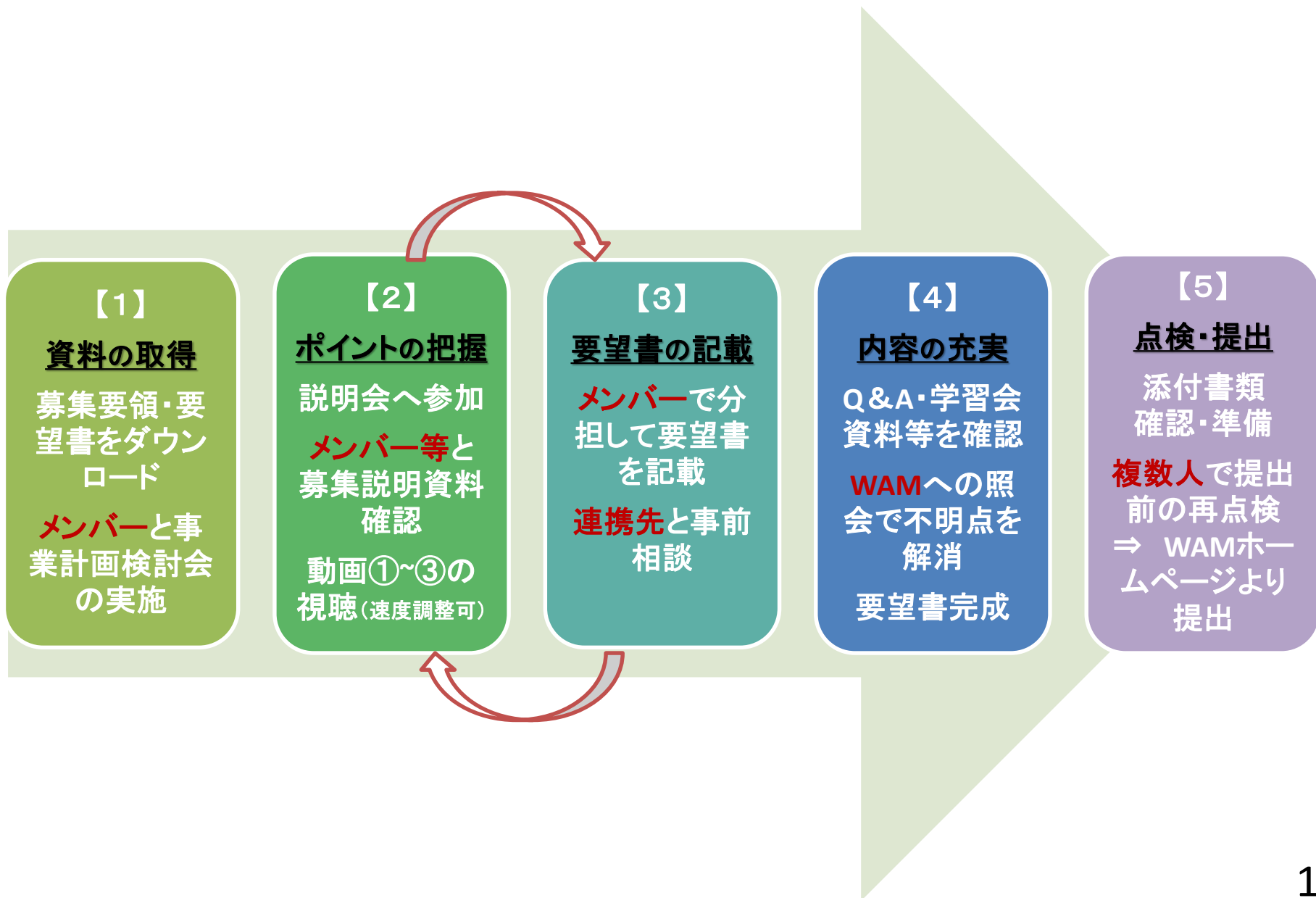
- ・応募フォームに必要事項を入力してください。
 - ・ステップ①で作成した要望書（Excelファイル）及び以下の2つの書類（PDFファイル）を添付の上、送信ボタンを押して登録することで完了となります。
 - (1)定款、寄付行為又は運営規約等
 - (2)応募時における最新の決算書（法人の場合には貸借対照表も必要）
- ※フォーム送信は原則一度のみとし、添付書類については、いずれも応募の時点で理事会等の承認済みの書類のうち、最新のものとしてください。

・添付書類のデータが大きく、添付書類を送信できない場合は、機構NPOリソースセンターにご確認ください。

・機構で要望書・添付書類を受信後、フォームに登録されたメールアドレスに受信確認メールを自動送信します（フリーメールの場合、自動送信が遅れる可能性があります）。受信確認メールが届かない場合は、機構NPOリソースセンターにご確認ください。

・締め切り間際はアクセスが集中し、つながりにくくなりますので、時間に余裕をもってご応募ください。

応募に向けた流れ（イメージ）



提出期限

- 令和5年度 通常助成事業・モデル事業

令和5年1月30日（月）PM3:00まで

- 令和4年度 補正予算事業

令和5年1月24日（火）PM3:00まで



「募集内容の見直しの要点」

- ✓ 外部の講師謝金（3時間超）の上限単価を
15,700円→47,100円（1回あたり）へ引き上げ

令和4年度募集より

- ✓ 正職員賃金の一部が対象（ただし代表者・副代表者・監事は除く）
- ✓ 備品購入費に「備品設置に伴う費用も対象」と明記
- ✓ 報告会実施の場合、その資料で報告書（作成必須）の代替可
- ✓ 要望書フォーマットの見直し
項目等の見直し（事業継続など） / モデル事業：スケジュールシート提出不要
- ✓ 通常助成・モデル事業の一部のテーマへの追記
（7）障害者、難病患者、がん患者等の活躍や様々な活動への参加等を支援する事業
- ✓ 補正予算事業に「加点項目」を追加（詳細は後述）

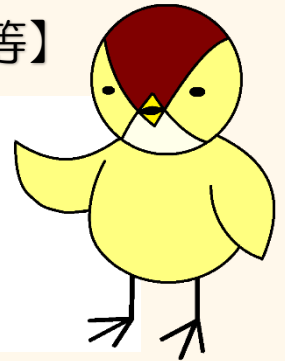
募集説明会のねらい

はじめに（WAM助成全体について・募集内容の見直しの要点）

- ① 3つのWAM助成プログラムの概要を把握【動画1】
 - ・実施を予定している事業が対象となるか
 - ・どのプログラムが合致するか
- ② 応募要件や審査のポイント・注意点を把握【動画2】
 - ・応募の要件を満たしているのか、どんな経費が対象となるのか
 - ・審査ではどこをみているのか、申請にあたって気をつける点は何か
- ③ 要望書記載や計画立案の参考情報を把握【動画3】
 - ・こういったことに配慮して申請すればいいのか
- ④ その他、質問タイム等で不明点を解消【Q&A等】

【時間の関係上、説明会では十分なお説明が難しいと予想されること】

- ・モデル事業について（⇒【動画1】を参照／質問or追って相談を）
- ・要望書の記載にあたって（⇒【動画3】を参照）
- ・各プログラムのQ&A（⇒各募集ページを参照）



① 3つのWAM助成プログラムの概要を把握【動画1】

- ・実施を予定している事業はどのプログラムが合致するか

社会福祉振興助成事業（WAM助成） 【3つの助成プログラムの共通点】

令和5年度 WAM助成
通常助成事業

1 / 30 (月) 締切

令和5年度 WAM助成
モデル事業

1 / 30 (月) 締切

令和4年度 WAM助成
補正予算事業

1 / 24 (火) 締切

3つの助成プログラムの共通点

・下記のいずれかの事業内容であること

	地域連携活動支援事業	全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
事業の内容	(1) 地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ、その他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業(同一都道府県内)	(2) 全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業
要件	核となる団体が他の団体(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、公益法人、企業、自治体、ボランティア団体等)と相互に連携し、協力関係を築き実施する事業であること	
活動範囲	同一の都道府県内で活動する事業	二つ以上の都道府県で活動する等、支援する対象者が一つの都道府県域を超えて広域にわたる事業

※他の団体(※)と相互に連携し、協力関係を築いて実施することが助成の要件となっています。

(※) 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、自治体、ボランティア団体等

●助成対象事業について

Q

3. 「他の団体と相互に連携すること」が助成の要件となっている理由について

助成の要件である「連携」にはどのようなことが期待されているのでしょうか。

A

WAM助成では、連携・協働体制をつくり、さまざまな分野の団体がそれぞれの目的を共有し、得意とする活動を協力して行うことで、個々の団体単独では対応できない課題に総合的に取り組むことが期待されています。

また、地域共生社会の実現に資するという観点からは、新たな団体と連携を図ることで、活動範囲の拡大や制度化、地域の支援体制の整備・拡充を目指す、その結果、地域や社会で一人ひとりが支援を必要とする際に頼ることのできるリソースが増えることが期待されています。

① 3つのWAM助成プログラムの概要を把握【動画1】

- ・実施を予定している事業はどのプログラムが合致するか

社会福祉振興助成事業（WAM助成） 【 3つの助成プログラムの違い】

令和5年度 WAM助成
通常助成事業

1 / 30 (月) 締切

令和5年度 WAM助成
モデル事業

1 / 30 (月) 締切

令和4年度 WAM助成
補正予算事業

1 / 24 (火) 締切

WAM助成 プログラムの比較表

	R5通常助成	R5モデル	R4補正予算
目 的	地域共生社会の実現 社会福祉の制度の狭間にあるさまざまな課題に対応		孤独・孤立対策 コロナ禍の生活困窮者等支援
方向性	多様なアプローチ*により、高齢者や障害者、子どもたち等幅広い層に向けた福祉活動や地域づくりを推進 *住民の支え合い、関係機関のネットワーク、制度化、広域連携 等	・行政における政策化・制度化 ・調査の設計や評価・伴走などの役割を担う【外部評価者又は伴走支援者】及び連携先とともに、事業を推進	多様なアプローチ*により孤独・孤立に陥っている者に対し、社会的なつながりを構築・維持 *住民の支え合い、関係機関のネットワーク、制度化、広域連携 等
助成金額	地域連携 50～700万円 全国広域 50～900万円* *【災害支援等十分な資金の確保が必要な事業】又は【4以上の都道府県を網羅する事業】は2,000万円まで	地域連携・全国連携共通 3年で3,000万円まで 2年で2,000万円まで	地域連携 50～700万円 全国広域 50～900万円* *4以上の都道府県を網羅する事業は2,000万円まで
助成期間	単年度* *事業の発展性が期待できるものは2か年にわたり採択	複数年 2年又は3年にわたり採択	単年度
正職員人件費	業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 （助成額の 25% が上限）	業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 （助成額の 50% が上限）	業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 （助成額の 50% が上限）
対象団体の想定	・草の根の団体～全国組織まで広く対象（中間支援を含む） ・事業立ち上げ期、事業確立期、発展・成熟期すべて対象 個別のニーズに寄り添い、地域に密着した活動を行うための連携や地域共生社会の実現に向けた連携が必要【要件】	・WAM助成や他の助成などで事業を実施したなかで、新たに明らかとなった課題等に取り組む段階 政策化・制度化を目指すための連携体制が必要【要件】 行政との連携実績や活動分野での一定の実績があることが望ましい	・草の根の団体～全国組織まで広く対象（中間支援を含む） 1年以上の生活困窮者等支援の活動実績や事業実施に必要な関係機関との連携体制が必要【要件】

WAM助成 プログラムの比較表

	R5通常助成	R5モデル	R4補正予算
目 的	地域共生社会の実現 社会福祉の制度の狭間にあるさまざまな課題に対応		孤独・孤立対策 コロナ禍の生活困窮者等支援
方向性	多様なアプローチ*により、高齢者や障害者、子どもたち等幅広い層に向けた福祉活動や地域づくりを推進 *住民の支え合い、関係機関のネットワーク、制度化、広域連携 等	・行政における政策化・制度化 ・調査の設計や評価・伴走などの役割を担う【外部評価者又は伴走支援者】及び連携先とともに、事業を推進	多様なアプローチ*により孤独・孤立に陥っている者に対し、社会的なつながりを構築・維持 *住民の支え合い、関係機関のネットワーク、制度化、広域連携 等
助成金額	地域連携 50～700万円 全国広域 50～900万円* *【災害支援等十分な資金の確保が必要な事業】又は【4以上の都道府県を網羅する事業】は2,000万円まで	地域連携・全国連携共通 3年で3,000万円まで 2年で2,000万円まで	地域連携 50～700万円 全国広域 50～900万円* *4以上の都道府県を網羅する事業は2,000万円まで
助成期間	単年度* *事業の発展性が期待できるものは2か年にわたり採択	複数年 2年又は3年にわたり採択	単年度
正職員人件費	業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 （助成額の 25% が上限）	業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 （助成額の 50% が上限）	業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 （助成額の 50% が上限）
対象団体の想定	・草の根の団体～全国組織まで広く対象（中間支援を含む） ・事業立ち上げ期、事業確立期、発展・成熟期すべて対象 個別のニーズに寄り添い、地域に密着した活動を行うための連携や地域共生社会の実現に向けた連携が必要【要件】	・WAM助成や他の助成などで事業を実施したなかで、新たに明らかとなった課題等に取り組む段階 政策化・制度化を目指すための連携体制が必要【要件】 行政との連携実績や活動分野での一定の実績があることが望ましい	・草の根の団体～全国組織まで広く対象（中間支援を含む） 1年以上の生活困窮者等支援の活動実績や事業実施に必要な関係機関との連携体制が必要【要件】

WAM助成の目的

令和5年度通常助成事業・モデル事業

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者等が自立した生活を送り、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる地域共生社会の実現に向けて必要な支援を行うことを目的とします。

令和4年度補正予算事業

コロナ禍の影響の長期化に伴い、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者やひきこもり状態にある者、生活困窮家庭の子ども等に対する支援活動を実施する民間団体の取組みを支援することを目的とします。

助成対象事業

応募団体が自らから主催し、他の団体と相互に連携し、以下の助成テーマに該当するもの

令和5年度通常助成事業・モデル事業

<安心につながる社会保障>

- (1) 安心して暮らせるための地域共生社会の実現に向けた包括的な支援に資する事業
- (2) 求められる介護サービスを提供するための多様な人材の確保、生産性の向上に資する事業
- (3) ヤングケアラーを含む介護する家族の不安や悩みに答える相談機能の強化・支援体制の充実に資する事業
- (4) 介護に取り組む家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備に資する事業
- (5) 介護と仕事を両立させるための働き方改革の推進に資する事業
- (6) 元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取り組み強化及び高齢者への多様な就労の機会の確保に資する事業
- (7) 障害者、難病患者、がん患者等の活躍や様々な活動への参加等を支援する事業

<夢をつむぐ子育て支援>

- (8) 結婚、子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善に資する事業
- (9) 妊娠・出産・育児に関する各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援事業
- (10) 子育てを家族で支える三世同居・近居しやすい環境づくりに資する事業
- (11) 出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実・多様な人材の確保・生産性の向上に資する事業
- (12) 出産・子育ての現場である地域の実情に即した働き方改革の推進に資する事業
- (13) 希望する教育を受けることを阻む経済事情など様々な制約の克服に資する事業
- (14) 子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化に資する事業

<被災者支援・災害時の支援体制づくり>

- (15) 災害における被災者支援、災害時における支援を担う人材の育成に係る研修や訓練に関する事業

令和4年度補正予算事業

<コロナ禍の影響の長期化に伴う孤独・孤立対策>

- (1) 孤独・孤立に陥っている生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭の子ども等に対し、社会的なつながりを構築・維持する事業
- (2) 生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭の子ども等の支援を行う民間団体に対し、中間的支援を行う事業

WAM助成 プログラムの比較表

	R5通常助成	R5モデル	R4補正予算
目 的	地域共生社会の実現 社会福祉の制度の狭間にあるさまざまな課題に対応		孤独・孤立対策 コロナ禍の生活困窮者等支援
方向性	多様なアプローチ*により、高齢者や障害者、子どもたち等幅広い層に向けた福祉活動や地域づくりを推進 *住民の支え合い、関係機関のネットワーク、制度化、広域連携 等	・行政における政策化・制度化 ・調査の設計や評価・伴走などの役割を担う【外部評価者又は伴走支援者】及び連携先とともに、事業を推進	多様なアプローチ*により孤独・孤立に陥っている者に対し、社会的なつながりを構築・維持 *住民の支え合い、関係機関のネットワーク、制度化、広域連携 等
助成金額	地域連携 50～700万円 全国広域 50～900万円* *【災害支援等十分な資金の確保が必要な事業】又は【4以上の都道府県を網羅する事業】は2,000万円まで	地域連携・全国連携共通 3年で3,000万円まで 2年で2,000万円まで	地域連携 50～700万円 全国広域 50～900万円* *4以上の都道府県を網羅する事業は2,000万円まで
助成期間	単年度* *事業の発展性が期待できるものは2か年にわたり採択	複数年 2年又は3年にわたり採択	単年度
正職員人件費	業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の 25% が上限)	業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の 50% が上限)	業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の 50% が上限)
対象団体の想定	・草の根の団体～全国組織まで広く対象(中間支援を含む) ・事業立ち上げ期、事業確立期、発展・成熟期すべて対象 個別のニーズに寄り添い、地域に密着した活動を行うための連携や地域共生社会の実現に向けた連携が必要【要件】	・WAM助成や他の助成などで事業を実施したなかで、新たに明らかとなった課題等に取り組む段階 政策化・制度化を目指すための連携体制が必要【要件】 行政との連携実績や活動分野での一定の実績があることが望ましい	・草の根の団体～全国組織まで広く対象(中間支援を含む) 1年以上の生活困窮者等支援の活動実績や事業実施に必要な関係機関との連携体制が必要【要件】

WAM助成 プログラムの比較表

	R5通常助成	R5モデル	R4補正予算
目 的	地域共生社会の実現 社会福祉の制度の狭間にあるさまざまな課題に対応		孤独・孤立対策 コロナ禍の生活困窮者等支援
方向性	多様なアプローチ*により、高齢者や障害者、子どもたち等幅広い層に向けた福祉活動や地域づくりを推進 *住民の支え合い、関係機関のネットワーク、制度化、広域連携 等	・行政における政策化・制度化 ・調査の設計や評価・伴走などの役割を担う【外部評価者又は伴走支援者】及び連携先とともに、事業を推進	多様なアプローチ*により孤独・孤立に陥っている者に対し、社会的なつながりを構築・維持 *住民の支え合い、関係機関のネットワーク、制度化、広域連携 等
助成金額	地域連携 50～700万円 全国広域 50～900万円* *【災害支援等十分な資金の確保が必要な事業】又は【4以上の都道府県を網羅する事業】は2,000万円まで	地域連携・全国広域 共通 3年で3,000万円まで 2年で2,000万円まで	地域連携 50～700万円 全国広域 50～900万円* *4以上の都道府県を網羅する事業は2,000万円まで
助成期間	単年度* *事業の発展性が期待できるものは2か年にわたり採択	複数年 2年又は3年にわたり採択	単年度
正職員人件費	業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の 25% が上限)	業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の 50% が上限)	業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の 50% が上限)
対象団体の想定	・草の根の団体～全国組織まで広く対象(中間支援を含む) ・事業立ち上げ期、事業確立期、発展・成熟期すべて対象 個別のニーズに寄り添い、地域に密着した活動を行うための連携や地域共生社会の実現に向けた連携が必要【要件】	・WAM助成や他の助成などで事業を実施したなかで、新たに明らかとなった課題等に取り組む段階 政策化・制度化を目指すための連携体制が必要【要件】 行政との連携実績や活動分野での一定の実績があることが望ましい	・草の根の団体～全国組織まで広く対象(中間支援を含む) 1年以上の生活困窮者等支援の活動実績や事業実施に必要な関係機関との連携体制が必要【要件】

●ここでポイント！

Q

通常助成事業の2か年採択とモデル事業の複数年採択の枠組みの違いとは？

A

通常事業における単年度助成の枠組みにおいては、通常、単年度で成果を生むことのできる申請内容となりますが、例えば、居場所事業を実施しながら、徐々に他団体との連携・ネットワーク化を進め、支援体制を構築する等といった事業の発展性が期待できるものは2か年採択できる仕組みとなっています。

一方、モデル事業は事業の政策化・制度化を目指すため、相応の時間を要するものとして、複数年の採択になります。

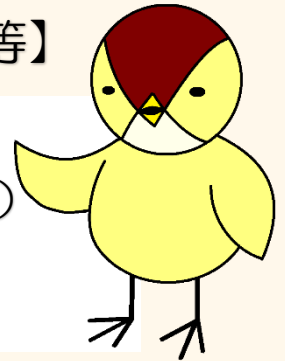
募集説明会のねらい

はじめに（WAM助成全体について・募集内容の見直しの要点）

- ① 3つのWAM助成プログラムの概要を把握【動画1】
 - ・実施を予定している事業が対象となるか
 - ・どのプログラムが合致するか
- ② 応募要件や審査のポイント・注意点を把握【動画2】
 - ・応募の要件を満たしているのか、どんな経費が対象となるのか
 - ・審査ではどこをみているのか、申請にあたって気をつける点は何か
- ③ 要望書記載や計画立案の参考情報を把握【動画3】
 - ・どういったことに配慮して申請すればいいのか
- ④ その他、質問タイム等で不明点を解消【Q&A等】

【時間の関係上、説明会では十分なお説明が難しいと予想されること】

- ・モデル事業について（⇒動画①を参照／質問or追ってお問い合わせを）
- ・要望書の記載にあたって（⇒動画③を参照）
- ・各プログラムのQ&A（⇒各募集ページを参照）



② 応募要件や審査のポイント・注意点を把握【動画2】

- 応募の要件を満たしているのか、どんな経費が対象となるのか
- 審査ではどこをみているのか、申請にあたって気をつける点は何か

応募要件



WAM助成の対象となる団体①

社会福祉の振興に寄与する事業を行う、営利を目的としない次の団体

- 特定非営利活動法人 ●社会福祉法人 ●医療法人
- 公益社団法人、公益財団法人
- 一般社団法人、一般財団法人（＊１）
- その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体（＊２）

＊１ 法人税法上の非営利型法人の要件を満たす【助成対象となる事業の実施期間中に移行するものを含む】一般社団法人又は一般財団法人（詳細は6ページ参照）

- ＊２ 次の要件をすべて満たすこと
- ・役員（理事）を2人以上置いていること
 - ・役員会など意思決定を行うための組織について、運営規約等に定めていること

助成の対象とならない団体

- ① 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある団体
- ② 過去に法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過しない団体
- ③ 監事を設置していない団体（定款等に監事の設置規定がないものを含む）

WAM助成の対象となる団体②

非営利型の一般社団法人及び一般財団法人の要件とは以下のいずれかの要件を満たす法人です

【非営利性が徹底された法人】

- ①余剰金の分配を行わないことを定款に定めていること
- ②解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること
- ③上記①及び②の定款の定め違反する行為（上記①②及び下記④の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと
- ④各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること

【共益的活動を目的とする法人】

- ①会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること
- ②定款等に会費の定めがあること
- ③主たる事業として収益事業を行っていないこと
- ④定款に特定の個人又は団体に余剰金の分配を行うことを定めていないこと
- ⑤解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと
- ⑥上記①から⑤まで及び下記⑦の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと
- ⑦各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること

※非営利型でない一般法人が採択された場合には、助成決定までに非営利型に変更していただくことが助成の条件となります。

WAM助成の対象となる団体②※R4補正事業のみ

助成対象者

※R4補正予算事業のみ

次のすべての要件を満たす団体とする。

(1) 社会福祉の振興に寄与する事業を行う、営利を目的としない団体。



(2) 生活困窮者やひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭の子ども等（以下「生活困窮者等」という。）に対する支援に関する活動を行う民間団体であり、原則として1年以上の活動実績を有すること。

(3) 孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者等を支援するための連携体制を有すること。

●助成対象者の要件



1. 助成対象者の要件（2）活動実績について

事業実施主体について、原則として1年以上の実績を有することとありますが、従前より生活困窮者等の支援を実施していた団体において、昨年度中に法人名や法人格を変更・取得等した場合は、1年以上の実績を有する団体と認められないでしょうか。



従前の事業実施団体の活動について、引き続き現行の団体が実施していると認められる場合は、現行の団体について1年以上の実績を有する団体に含めるものとします。

なお、そのような場合、事業の応募に際して、従前の団体における実績及び現行の団体の関係がわかるように要望書の「2. 応募に至った背景」等に記載してください。

●助成対象者の要件



2. 助成対象者の要件（3）連携体制について

「生活困窮者等を支援するための連携体制を有すること」という要件について詳しく知りたいです。



連携先に制約は設けていませんが、制度による支援の主体である行政機関や相談窓口を担う支援機関、見守りに取り組む住民組織等、応募事業を開始するための十分な連携体制があることを要件としています。本助成の支援対象となる方々は、制度や他者の支援に結び付きづらい状況等により、孤独・孤立状態に陥る危険性の高い層であるため、他団体や支援機関等と連携して事業を実施することが期待されています。

助成対象事業

応募団体が自らから主催し、他の団体と相互に連携し、以下の助成テーマに該当するもの

令和5年度通常助成事業・モデル事業

＜安心につながる社会保障＞

- (1) 安心して暮らせるための地域共生社会の実現に向けた包括的な支援に資する事業
- (2) 求められる介護サービスを提供するための多様な人材の確保、生産性の向上に資する事業
- (3) ヤングケアラーを含む介護する家族の不安や悩みに答える相談機能の強化・支援体制の充実に資する事業
- (4) 介護に取り組む家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備に資する事業
- (5) 介護と仕事を両立させるための働き方改革の推進に資する事業
- (6) 元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取り組み強化及び高齢者への多様な就労の機会の確保に資する事業
- (7) 障害者、難病患者、がん患者等の活躍や様々な活動への参加等を支援する事業

＜夢をつむぐ子育て支援＞

- (8) 結婚、子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善に資する事業
- (9) 妊娠・出産・育児に関する各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援事業
- (10) 子育てを家族で支える三世同居・近居しやすい環境づくりに資する事業
- (11) 出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実・多様な人材の確保・生産性の向上に資する事業
- (12) 出産・子育ての現場である地域の実情に即した働き方改革の推進に資する事業
- (13) 希望する教育を受けることを阻む経済事情など様々な制約の克服に資する事業
- (14) 子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化に資する事業

＜被災者支援・災害時の支援体制づくり＞

- (15) 災害における被災者支援、災害時における支援を担う人材の育成に係る研修や訓練に関する事業

令和4年度補正予算事業

＜コロナ禍の影響の長期化に伴う孤独・孤立対策＞

- (1) 孤独・孤立に陥っている生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭の子ども等に対し、社会的なつながりを構築・維持する事業
- (2) 生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭の子ども等の支援を行う民間団体に対し、中間的支援を行う事業

WAM助成（R5通常・モデル）の対象となるテーマ①

令和5年度WAM助成においても、例年に引き続き、「地域共生社会の実現」につながる地域や民間の側からの活動を、積極的に後押しします。

従来から対象にしてきた活動はもとより、「既存の制度の狭間にある福祉課題やニーズ」、「地域特性に応じたきめ細かな活動」、「分野横断的に取り組む活動」などによる総合的な取り組みに着目して募集を行います。

<安心につながる社会保障>

- (1) 安心して暮らせるための地域共生社会の実現に向けた包括的な支援に資する事業
- (2) 求められる介護サービスを提供するための多様な人材の確保、生産性の向上に資する事業
- (3) ヤングケアラーを含む介護する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援体制の充実に資する事業
- (4) 介護に取り組む家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備に資する事業
- (5) 介護と仕事を両立させるための働き方改革の推進に資する事業
- (6) 元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取り組み強化及び高齢者への多様な就労の機会の確保に資する事業
- (7) 障害者、難病患者、がん患者等の活躍や様々な活動への参加等を支援する事業

WAM助成（R5通常・モデル）の対象となるテーマ②

＜夢をつむぐ子育て支援＞

- （８）結婚、子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善に資する事業
- （９）妊娠・出産・育児に関する各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援事業
- （１０）子育てを家族で支える三世代同居・近居しやすい環境づくりに資する事業
- （１１）出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実・多様な人材の確保・生産性の向上に資する事業
- （１２）出産・子育ての現場である地域の実情に即した働き方改革の推進に資する事業
- （１３）希望する教育を受けることを阻む経済事情など様々な制約の克服に資する事業
- （１４）子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化に資する事業

＜被災者支援・災害時の支援体制づくり＞

- （１５）災害における被災者支援、災害時における支援を担う人材の育成に係る研修や訓練に関する事業

＜コロナ禍の影響の長期化に伴う孤独・孤立対策＞

- （１）孤独・孤立に陥っている生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭の子ども等に対し、社会的なつながりを構築・維持する事業
- （２）生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭の子ども等の支援を行う民間団体に対し、中間的支援を行う事業

●助成対象事業について

3. 支援対象者の想定について



「生活困窮者やひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭の子ども等に対して」支援を行う事業が対象と記載がありますが、「等」にはどのような人々が想定されているのでしょうか。



本助成事業では、生活困窮者やひきこもり状態にある者、生活困窮家庭の子どもの他に、生活上の困難に直面する人々、権利を侵害されている人々、何らかの生きづらさを抱えている人々等、孤独・孤立に陥る危険性の高い層を幅広く対象とすることを想定しています。

要望書「2. 応募に至った背景」に、対象とする人々はどのようなニーズをもっているか、その状況を具体的に記載してください。

WAM助成の対象とならない事業

助成の対象とならない事業

- ① 営利を目的とする事業
- ② 調査・研究を目的とする事業
- ③ 国又は地方公共団体及び民間の助成機関から補助・助成を受ける事業
- ④ 介護給付、自立支援給付など国又は地方公共団体の定める制度・要綱に基づき実施し、補助・助成を受ける事業
- ⑤ 国または地方公共団体から委託を受けて行う事業
- ⑥ 事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託（総事業費に占める外部委託の割合が50%以上）する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分（総事業費に占める交付資金の割合が50%以上）を占める事業

※他の助成、補助、委託を受けている場合は、別の事業であることの明確化が必要

●助成対象事業について

Q

6. 他の助成等との同時応募について

他団体の助成や行政からの補助・委託への応募と同時に応募することはできますか。

A

同時に応募することは可能です。ただし、WAM助成の対象事業では、他の助成等の重複が認められておりません。同一事業（※）について、WAM助成と他の助成等が同時採択された場合は、WAM助成か、他の助成等のいずれか選んでいただくこととなります。

（※同一事業とは事業内容が同じであり、かつ、時期又は事業実施場所等が同一であることをいいます。）

② 応募要件や審査のポイント・注意点を把握【動画2】

- 応募の要件を満たしているのか、どんな経費が対象となるのか
- 審査ではどこをみているのか、申請にあたって気をつける点は何か

対象経費について



WAM助成の対象となる経費・ならない経費

助成の対象となる経費（詳しくは、募集要領 別紙2参照）

- 謝金※1
- 旅費
- 借料損料（会場借料含む）
- 家賃
- 備品購入費（設置に伴う費用も含む）
- 消耗品費（燃料費、食材費及び会議費含む）
- 印刷製本費
- 通信運搬費
- 賃金※2
- 委託費
- 保険料
- 雑役務費
- 光熱水費

New ! ※1 外部の講師謝金について、3時間超の業務かつ機構が認めた場合に限り、1回あたり上限額を15,700円⇒47,100円に引き上げます。

※2 賃金として、正職員人件費の一部を経費対象とします。

（注）助成対象経費であっても、その妥当性・必要性の判断から助成の対象とならない場合があります。

助成の対象とならない経費

- ① 助成事業の実施期間外に発生した経費
　　＜助成事業の実施期間＞ 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- ② 団体の運営経費（役員報酬、他の事業のみに従事する職員給与、事務所家賃や光熱水費など）
- ③ 助成事業の経費として明確に区分できない経費
- ④ 助成対象経費にはない費目（不動産購入費、車両購入費、施設整備費、修繕費など）
- ⑤ 助成事業で支援の対象となる方に対する金銭の支払い など

WAM助成利用にあたっての留意事項など（募集要領P6, 7）

経費計上にかかる補足

※その他の経費や各費目のルールは、「募集要領 別紙2」をご確認ください。

費目	経費の例・ポイント
謝金	講演会講師、相談員、その他謝金（イベント手伝い）等／上限15,700円（回） ※外部の講師謝金かつ3時間を超える業務の場合、上限47,100円（回）に引き上げ
旅費	交通費、ガソリン代、宿泊費。 <u>実費分が対象</u> （日当は対象外）
賃金	アルバイト賃金、正規職員が助成事業に従事した時間の賃金相当額（上限あり）が対象 ※ただし、 <u>代表者、副代表者、監事の賃金、役員報酬は対象外</u>
家賃	事業専用部分の家賃のみ対象（団体事務所家賃は対象外） ※第三者に契約額の根拠が説明できるものが対象（契約書、面積や使用量での按分根拠が必要）
備品購入費	事業に必要な電化製品、家具（エアコン、洗濯機、冷蔵庫、トイレ等。車両は対象外） ※備品設置に伴う費用も対象（ただし、大型工事を伴う改修等は対象外）
消耗品費	事業に必要な文具、燃料費、食材費（※）、会議費、デジタルデバイス、消毒液マスク等 ※子ども食堂などの食材・弁当代も対象（ただし、 <u>飲食店内での会食・酒類は対象外</u> ）
委託費	調査・集計・分析・イベント運営、HP・システム開発、外部評価等。 ※総事業費に対する外部委託の割合50%以上の事業は助成対象外 ※企画・立案や全体管理等の主要部分の委託は対象外
雑役務費	手話通訳、翻訳、託児料、原稿料、振込手数料、オンラインサービス利用料等。 ※専門機関などに依頼する一律の料金体系に基づく経費

② 応募要件や審査のポイント・注意点を把握【動画2】

- 応募の要件を満たしているのか、どんな経費が対象となるのか
- 審査ではどこをみているのか、申請にあたって気をつける点は何か

審査方法・ポイント



審査方法及び審査項目

審査方法

- ・審査方法は基本的に書面審査（必要に応じてヒアリングを実施）
- ・選定は、機構事務局で整理の上、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会で審査の上決定

審査項目

- | | |
|-------------------------|-------------------------------|
| （１）事業実施体制 | ⇒①活動実績・財務状況
②実施者適性、連携・協働 |
| （２）事業の目的、内容等の妥当性 | ⇒①事業の目的及び内容
②計画の妥当性及び助成の効果 |
| （３）費用対効果 | ⇒①経費の妥当性
②経費の合理性 |
| （４） <u>自立的継続性・将来発展性</u> | ⇒①自立的継続性・将来発展性
②助成の意義 |

（４）は採点を2倍！

留意事項

- ・過去にWAM助成事業実績がある場合は、事業評価結果を踏まえ審査します。
- ・高く評価できる点、採択に当たっての条件等がある場合には、内定通知にコメントを付します。
- ・助成回数は、原則として連続3回までとします。
（連続4回目以降の法人等は上記審査項目（４）の審査得点の2倍はしません）

審査項目「（４）自立的継続性・将来発展性」について

WAM助成が目指すもの

地域の多様な主体の連携のハブとなるNPOなどに助成することで、**地域での総合的な取り組みを支援**し、併せて、**一過性の助成金交付や課題解決に留まるだけでなく、助成後も地域の活性化・新たな創生につながる協働関係、ネットワーク作りの継続が維持されるような助成**を目指しています。

〈WAMホームページより〉

[WAM助成の目指すもの（意義や取組みについて） | WAM](#)

WAM助成により「4つの力」を高めて社会課題に対応



分野横断的取り組みなど民間の**創意工夫**を活かした効果的な支援



異業種・多機関による**連携**・ネットワークの構築



制度化・モデル事業化、社会への啓発を図る取り組み



地域共生社会に向けた支え手の育成や**住民参加**の促進



審査方法及び審査項目

審査における採点基準等

- ・高く評価できる水準であるもの（6点）
- ・やや不十分な水準であるもの（2点）
- ・評価できる水準であるもの（4点）
- ・不十分な水準であるもの（0点）

※審査項目(4)「自立的継続性・将来発展性」は採点を**2倍**

加点項目（2点加点）

※以下に該当する事業については、審査項目（最高30点）に2点を加え、32点満点となります。

通常助成事業	新型コロナウイルス感染症の影響により拡大した課題・ニーズに対応する事業のうち、「新しい取り組みの創出や既存の仕組み等の変革に対応するもの」
モデル事業	
補正予算事業	【以下のいずれかに該当する事業】 ①住まいの確保に困難を抱える者に対して居住場所を提供する支援であって、関係機関と連携し、緊急的な支援に対応する体制を整備する事業 ②生活困窮家庭の子ども等の居場所づくりの支援であって、子どもが通いやすくなるよう学校等と連携した居場所確保事業 ③ひきこもり状態の者等が落ち着いて安心して過ごす（利用する）ことができる居場所の設置に関する事業

● WAM助成の枠組みについて



2. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い拡大した課題・ニーズに対応する事業の重点化について

「新型コロナウイルス感染症の影響により拡大した課題・ニーズに対応する事業」のうち、「新しい取り組みの創出や既存の仕組み等の変革に対応するもの」に重点をおく理由を教えてください。



新型コロナウイルス感染症の影響により拡大した課題・ニーズに対応する事業は、その全てが必要な事業であると認識しています。WAM助成では、長期的な視点に立ちながら取り組む活動の後押しが可能である「助成」という財源の特性を活かし、既存のアプローチとは異なる実験的な試みや抜本的な見直しに着手して課題に対応する事業に重点を置くことで、Withコロナの社会に必要な事業を積極的に支援したいと考えています。

補正予算事業における加点の対象事業の想定について

- ① 住まいの確保に困難を抱える者に対して居住場所を提供する支援であって、関係機関と連携し、緊急的な支援に対応する体制を整備する事業

【事業の内容・対象について】

- 本事業については、住居を失った者、安定した居住地がない者、住居はあるが様々な要因により居所の確保が必要な者について、既存の支援機関や居住の確保に関する事業につなぐまでの間、緊急一時的な居所の確保を行う事業を想定しています。
- 支援対象としては、ホームレス特別措置法に定義されるホームレスや知人宅、ネットカフェ等様々な場所を行き来している不安定居住者のほか、住居はあっても様々な要因（例えば虐待、DV被害、精神障害など）により緊急一時的な居所確保を必要とする者も含むこととしています。
- 居住場所の提供形態は特段限定せず、専用の居室を設けること以外にも、ホテル・旅館・アパート等の借り上げなども想定しています。

【要件等について】

- 緊急一時的な支援であることを踏まえ、事業の実施にあたっては、自立相談支援機関、地域包括支援センター、婦人相談所、児童相談所等の各種相談機関等と、簡易なアセスメント情報の共有や、退所後の受入先の調整への協力等について連携体制を構築しておくことが望まれます。
- 特に緊急的な支援として、夜間や休日も含めた連絡や宿泊場所の提供が可能な体制を整備することが望まれます。

補正予算事業における加点の対象事業の想定について

② 生活困窮家庭の子ども等の居場所づくりの支援であって、子どもが通いやすくなるよう学校等と連携した居場所確保事業

【事業の内容・対象について】

- 本事業については、生活困窮家庭の子ども等を対象にして、気軽に通え、安心して過ごせる場を設置し、そこでの交流や会話等を通じて、子どもが抱える悩み等に関する相談支援やつながりづくりを行う事業を想定しています。
- 主な支援対象としては、生活保護世帯や生活困窮家庭等の子どもや、就学援助や住民税非課税世帯等の子、その他様々な事情により家庭や校内等で居場所がない子どもを想定していますが、こうした子どもを対象にしていれば、それ以外の者を含めたどんな子どもも来られる居場所として開催して差し支えありません。
- 開催の頻度については、原則として、最低週1回は開催することとしてください。

【要件等について】

- 子どもへの呼び掛けや周知への協力、子どもからの相談内容を共有し必要な支援につなげるため、学校や教育委員会、SSW（スクールソーシャルワーカー）、その他関係する支援機関等との連絡協力体制を構築しておくことが望まれます。

補正予算事業における加点の対象事業の想定について

③ ひきこもり状態の者等が落ち着いて安心して過ごす（利用する）ことができる居場所の設置に関する事業

【事業の内容・対象について】

- 本事業については、ひきこもり状態にある者やその家族等を対象とし、自身の存在を肯定的に捉えられるようになること等を目的として、個々の状況に応じて落ち着いて安心して過ごせる場を設ける事業を想定しています。
- 事業の利用対象としては、ひきこもり状態にある者やその家族等を対象にしていますが、ひきこもりの状態の程度等を問いません。また、居場所の利用については、設置自治体内の対象者だけではなく、広く希望に応じた利用が可能となるよう近隣自治体に居住する者も対象としてください。
- 居場所の設置開催の形態や頻度の要件は設定しませんが、なるべく予約不要で、長時間の利用も可能な居場所として設置することが望まれます。なお、居場所利用者のニーズに合わせた取組を中心とし、特定のプログラム提供を求めることは想定していません。

【要件等について】

- 居場所の設置にあたっては、支援関係機関や家族会等を通じた広報や周知等に取り組むこととしてください。
- 利用対象者について、設置自治体内に居住する者に限定しないでください。

審査項目（詳細）

（1）事業実施体制

① 活動実績・財務状況

- ・これまでの活動実績・財務状況から事業を実施できる組織基盤はあるか。

② 実施者適性、連携・協働

- ・団体設立の趣旨、活動実績、実施体制、専門性等、助成対象事業の実施主体として相応しいか。
- ・他の団体や関係機関、関係者等との連携・協働に有効性や実効性があるか。

（2）事業の目的、内容等の妥当性

① 事業の目的及び内容

- ・助成対象事業の目的及びその必要性が明確であるか。
- ・具体性があり実現可能性があるか。

② 計画の妥当性及び助成の効果

- ・事業計画に整合性、実現性、実効性はあるか。
- ・助成対象事業の量的な目標からみて効果をあげられるか、受益者や関係者のニーズを満たし質的な効果をあげられるか。
- ・助成対象事業の成果が地域や社会に波及することが期待できるか。

（3）費用対効果

① 経費の妥当性

- ・経費の過剰積算、著しく高い単価の経費が無いか。

② 経費の合理性

- ・費用対効果からみて経済的合理性があるか。

（4）自立的継続性・将来発展性

① 自立的継続性・将来発展性

- ・事業継続の能力があり、将来的な発展性が期待できるか。

② 助成の意義

- ・独創性、先駆性、普遍性、社会的必要性等が期待できるか。

●「要望書」には、各審査項目の内容を確認するための項目が設定されています。「要望書」内のどの部分が審査項目と連動しているか、事前にご確認ください。

② 応募要件や審査のポイント・注意点を把握【動画2】

- 応募の要件を満たしているのか、どんな経費が対象となるのか
- 審査ではどこをみているのか、申請にあたって気をつける点は何か

注意事項等について



留意事項

- ・「通常助成事業」・「モデル事業」・「補正予算事業（コロナ禍における生活困窮者やひきこもり状態にある者、生活困窮家庭の子ども等の支援に係る民間団体活動助成事業）」の**それぞれに1団体1事業ずつ**ご応募いただけます。**ただし、応募する内容がそれぞれ異なる場合に限り**ます（同一内容で3つのプログラムに応募することはできません）。
- ・採択される場合は、「通常助成事業」・「モデル事業」・「補正予算事業」の**いずれか**となります。
- ・応募書類提出前には、**複数の担当者で確認してからご提出ください**。
（不備の例）応募した団体名、代表者や理事の役職名が会則、規約、定款と異なる
監事の設置が定款で定められているが、応募書類に記載がない
要望額が助成金の限度額を超えている、計算が合わない
事業計画の内容と、要望額調書の記載内容に整合性が取れていない
審査項目と関連する要望書の項目が未記入のままである

＜助成にあたっての留意事項＞①

- （1）選定された団体については、その後の事務手続きについて「事務説明動画（オンライン視聴）」にてご説明します（令和5年4月中に公開予定）。
- （2）助成事業の会計は、他の会計と確実に区分する必要があります。そのため、助成金専用口座の開設、帳簿の作成（当機構指定のエクセル形式）により会計管理をしてください。また、助成対象経費にかかる証拠書類（帳簿類、領収書、振込書等）は助成事業完了後7年間の保管義務があります。
- （3）助成対象事業の広報等で使用するちらし、ポスター、パンフレット、看板、垂れ幕などの制作物、ホームページ等その他の広報媒体、成果を取りまとめた報告書等の成果物には、『独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業』の助成表示を必ず明記していただきます。
- （4）助成対象事業において研修会、講習会、シンポジウム、展覧会、スポーツ大会などを実施される場合には、助成対象事業の成果や改善点の確認のため、助成対象事業に参加された方々（利用者）へのアンケート調査を実施していただきます。

＜助成にあたっての注意事項＞②

- （5）助成成果の普及のため、必ず助成事業をとりまとめた報告書（成果報告会の資料でも可）の作成を行っていただくとともに、可能な限りHPやSNS等での積極的な広報活動をお願いいたします。なお、WEB掲載や報告会での配布など事業の内容にあわせて最適な方法での普及をご検討ください。
- （6）助成事業終了後、4月末までに、機構所定様式による事業完了報告、助成事業の経費にかかる領収書（写）、帳簿（当機構指定のエクセル形式）及び自己評価書の提出が必要になります。
- （7）助成事業終了後、助成事業にかかる評価を行います。複数年にわたりヒアリングやアンケート調査を実施しますので対応をしていただくことが必須となります。

WAM助成利用にあたっての留意事項など（募集要領P7, 8）

＜留意事項＞

- (1) この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び関係する規程等が適用されます。なお、不正な手段により助成金の交付を受けた場合、又は他の用途へ使用した場合は、刑事罰が課せられることがあります。
- (2) 助成対象事業として採択された際には、機構が定めた助成金に関する規程等を遵守していただきます。規程等に反する行為があった場合、助成金の返還請求等を行うことがあります。また、助成の決定を取り消した場合、取り消した部分に加算金を加えた金額を返還していただくとともに、決定を取り消した翌年度以降5年間は、助成の要望を受け付けません。
- (3) 不正な手段により助成金の交付を受け、他の用途に使用し、その他規程等に違反する悪質な行為により、機構が助成の決定の取り消し等を行った場合は、以下の事項について公表を行うことがあります。
 - ・法人等の名称、所在地及び代表者氏名
 - ・事業の概要
 - ・不正の内容
 - ・交付決定の取り消し等の日、返還を命じた額及び返還状況
- (4) これから法人税法上の非営利型の一般社団法人又は一般財団法人を目指す法人については、非営利型法人の要件を満たし、異動届出書の提出を確認したうえで助成の決定を行うこととします。
- (5) 他の助成機関の助成等を受けて事業を実施することとなった場合は、採択後であっても機構の助成金を利用する資格を失います。
- (6) 助成対象事業については、機構の監査及び会計検査院の検査の対象になります。また、助成期間中に進捗確認調査等を行い、適切な事業実施のための助言・指導を行います。
- (7) ご提出いただいた書類は「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。
- (8) ご提出いただいた顧客情報及びお客さまの情報は、社会福祉振興助成事業業務及びこれに附帯する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。
 - ・郵送等による機構が提供するサービスのご案内
 - ・市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究及び開発のためまた、機構業務の中でお客さまサービスの向上のために使用することがあります。

※顧客情報及び業務上知り得たお客さまの情報については、漏洩防止に努めて適切に管理し、機構が定める期間経過後に焼却等により廃棄します。

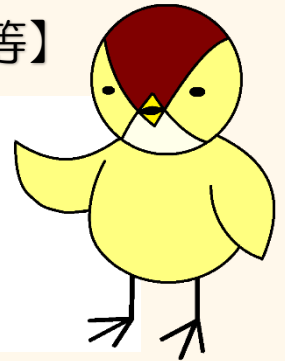
募集説明会のねらい

はじめに（WAM助成全体について・募集内容の見直しの要点）

- ① 3つのWAM助成プログラムの概要を把握【動画1】
 - ・実施を予定している事業が対象となるか
 - ・どのプログラムが合致するか
- ② 応募要件や審査のポイント・注意点を把握【動画2】
 - ・応募の要件を満たしているのか、どんな経費が対象となるのか
 - ・審査ではどこをみているのか、申請にあたって気をつける点は何か
- ③ 要望書記載や計画立案の参考情報を把握【動画3】
 - ・どういったことに配慮して申請すればいいのか
- ④ その他、質問タイム等で不明点を解消【Q&A等】

【時間の関係上、説明会では十分なお説明が難しいと予想されること】

- ・モデル事業について（⇒【動画1】を参照／質問or追って相談を）
- ・要望書の記載にあたって（⇒【動画3】を参照）
- ・各プログラムのQ&A（⇒各募集ページを参照）



③ 要望書記載や計画立案の参考情報を把握【動画3】

- ・ どのようなことに配慮して申請すればいいのか

要望書各項目の記載にあたって

(本資料は、令和5年度WAM助成(通常助成事業)の様式に基づいています。)

【要望書の構成】

- 「1.団体概要」
- 「2.応募に至った背景」
- 「3.応募事業の概要」
- 「4.事業計画」
- 「5.助成終了後の展望及び事業継続体制の計画」
- 「6.応募事業の実施体制」
- 「7.その他関連情報」
- 「8.要望額調書」「インプットシート」

1. はじめに:「要望書」エクセルシートの構成について

特に重要な内容

エクセル
シートの
構成

チェック
リスト

要望書

インプット
シート

要望額調書

備品購入
理由書

アンケート

別紙
1～3

令和5年度 社会福祉振興助成事業〈通常助成事業〉要望書

申請日 令和 年 月 日

(注意) 過去5年以内にこの申請の団体及び関係者が暴力団等反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力と関係を有する場合には、助成をお断りしております。

当該事実の有無

☐

有

☐

無

(注意) 過去において法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年を経過していない場合には、助成をお断りしております。

当該事実の有無

☐

有

☐

無

①

要確認

要確認

・ 選択肢がいずれも未選択又は両方選択されている場合は、欄外右側に【要確認】とメッセージがでますので、入力内容を再度確認してください。

1. 団体概要

組織形態 プルダウンで選択してください			
(フリガナ)			
団体名 組織形態はご入力不要です			
法人番号 付与されている場合は13桁で記載してください			
前身団体名			
本部所在地	住所:	〒	
		都道府県	
e-mail:			

③

②

現在の文字数

0

・ 文字数制限がある項目の場合、入力した文字が現在何文字か確認できるようにになっています。

◎ 改行は Altキー + Enterキーで行えます。
◎ 枠は固定されており、幅等を広げることはできません。
◎ 枠内に収まるように記載してください。

チェックリスト 要望書 (通常) インプットシート 助成金要望額調書 要望額調書記入の方法・注意事項 備品購入理由書 アンケート 別紙1 別紙2 別紙3

※ アクセシビリティ: 検討が必要です

1. 団体概要

POINT

団体情報は間違いのないように記載してください。

・団体名は、定款、寄付行為又は運営規約等と一致するようにしてください。

・法人番号は、[国税庁HP](#)より検索できます。法人格を有しない等により、登録がない場合は空欄にしてください。

・前身団体がある場合は、法人格を含め記載してください。

・SNSアドレスは、Facebook、Twitter、Instagram等で更新頻度の高いもののアカウントを1つ記載してください。

令和5年度 社会福祉振興助成事業〈通常助成事業〉要望書

申請日 令和 年 月 日

(注意) 過去5年以内にこの申請の団体及び関係者が暴力団等反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力と関係を有する場合には、助成をお断りしております。

当該事実の有無	有	無
(注意) 過去において法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年を経過していない場合には、助成をお断りしております。		
当該事実の有無	有	無

1. 団体概要

組織形態 フリガナで記載してください			
(フリガナ)			
団体名 組織形態はご入力不要です			
法人番号 付与されている場合は13桁で記載してください			
前身団体名			
本部所在地	住所: 〒 都道府県	TEL:	
	e-mail:	URL:	
	SNSアドレス:		
応募事業 運営事務局 所在地 ※本部所在地と異なる場合は のみ記載してください	住所: 〒 都道府県	TEL:	FAX:
応募事業 担当者 連絡先	氏名:	役職名:	
	TEL:	連絡可能時間帯:	
	携帯:	e-mail:	
団体設立時期 (西暦)	現在の団体 年 月 日	団体の設立趣旨 (設立の理由や経緯) (100字以内)	
	前身団体 年 月 日		
団体の段階 (いずれか1つを選択してください)	☐ 立ち上げ期	☐ 事業発展期	☐ 安定・成熟期
役員員数	役員数 人	職員数 人	うち有給職員数 人
ボランティア数	人		
会員数	団体会員 団体	個人会員 人	
前年度の決算状況	前年度の収入総額 円	前年度末の純資産額 円	
	前年度の支出総額 円	前年度末の保有現預金 0 円	
	収支差 0 円		

1. 団体概要(続き)

POINT

- ・どのような経緯で団体が設立されたのか、簡潔に記載してください。
- ・WAM助成では右記全ての段階が助成の対象となります。最も近いと感じられた段階を選んでください。
- ・役職員数には、団体内部の人を、ボランティア及び会員には、団体外部の協力者を、記載してください。
- ・収入・支出等は、**理事会等承認後**の直近の決算書の数字を記載し、決算書を添付してください。
初年度決算期を迎えていない(創設間もない)場合は記載は不要です。

団体設立時期 (西暦)	現在の団体	年	月	日	団体の設立趣旨 (設立の理由や 経緯) (100字 以内)	
	前身団体	年	月	日		
団体の段階 (いずれか近い段階に○)	☒ 立ち上げ期	☐ 事業発展期	☐ 安定・成熟期			
役職員数	役員数	人	職員数	人	うち有給職員数	人
ボランティア数	人					
会員数	団体会員	団体	個人会員	人		
前年度の 決算状況	前年度の収入総額		円	前年度末の純資産額		円
	前年度の支出総額		円	前年度末の保有現預金	0	円
	収支差	0	円			

● 応募にあたっては、「要望書」の他に、定款等や決算書の提出が必要です。提出期日が近づいてから準備すると慌ててしまいますので、あらかじめご用意ください。

2. 応募に至った背景(=応募事業の必要性)

POINT

(1)これまでの取組み・ニーズ
以下2点について記載してください。

- ①これまでの取組み
- ②そのなかで見てきた地域・社会の課題や
対象者・関係者のニーズ

💡例えば、「子どもの貧困は7人に1人」等の社会
全体の一般的な課題ではなく、実際に活動等を
通じて目にした課題やニーズを踏まえ、記載し
てください。(調査等をしていれば数値や具体的
な状況もあわせて記載してください。)

(2)貴団体が取り組む理由

「既存制度や他団体・応募団体のこれまでの
取組みで対応しきれていない実情」について
記載してください。

💡助成事業で実施しようとしている内容は、既存
の制度で対応できる内容ではないでしょうか。
また、同地域他団体により既に対応済みで
はないでしょうか。

2. 応募に至った背景

(1) これまでの取組み及びそのなかで見てきた地域・社会の課題や事業の対象者・関係者のニーズを記載してください。(800字以内)

◆令和4年度にWAM助成で事業を実施中の場合は、その進捗状況や応募事業とのつながりを含め、記載してください。

(2) 上記の課題に貴団体が取り組む理由(既存制度や他団体・応募団体のこれまでの取組みで対応しきれていない実情)を記載してください。(500字以内)

3. 応募事業の概要

POINT

(1) 助成テーマ

(2) 応募事業名(30字以内)

(3) 事業概要(300字以内)

※「～することを目的に～を行う事業」

(4) 助成区分

※区分の詳細は「募集要領」参照。

(5) 主な事業実施地域(180字以内)

(6) 応募事業の主な対象者

※最もあてまる項目は「◎」

(7) 中間的支援の該当確認

*** 各項目の記載注意や文字制限を
考慮して記載してください。**

3. 応募事業の概要								
(1) 助成テーマ (プルダウンから最もふさわしいテーマを選択してください)								
(2) 応募事業名 (30字以内で具体的に記載してください)								
事業								
(3) 事業概要 (「～することを目的に～を行う事業」のように300字以内で記載してください)								
(4) 助成区分 (どちらか一つに○をしてください)								
☐ 地域連携活動支援事業			☐ 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業					
(5) 主な事業実施地域 (180字以内)								
(6) 応募事業の主な対象者 (複数選択可。あてはまる対象者層には「○」を、最もあてはまる対象者層には「◎」をしてください)								
応募事業の 主な対象者 の選択肢	☐	子ども・子育て家庭	☐	障害児・者	☐	生活困窮者	☐	高齢者・介護者
	☐	被災者	☐	若者	☐	支援者	☐	地域住民
	☐	その他 ()						
(7) 主たる事業が「中間的支援」である場合は、右記項目に「○」を選択してください。						☐		

3. 応募事業の概要(続き)

POINT

(8) 応募事業実施にあたっての目標 (変化や効果、目標達成の確認手段)

 以下の視点を参考に、事業の特性に応じた事業の対象や目標を検討してください。

- ・「受益者(支援の対象者)にとって」の変化や効果
- ・「関係機関や地域・社会にとって」の変化や効果
- ・事業を通じて明らかになること

(8) 要望書「2 (1) 応募に至った背景」に挙げられている課題やニーズに対して今回の応募事業の実施にあたっての目標(受益者や関係機関、地域・社会にとってどのような変化や効果、事業を通じて明らかになること等)を記載してください。また、目標達成をどのように確認するのか、を記載してください。(600字以内)

例1) 今次事業を実施することにより(受益者、関係機関や地域・社会)に〇〇といった変化が表れることが期待される。それを〇〇により確認する。

例2) 〇〇といったことが事業を通じて明らかになることが期待される。それは〇〇により明らかにする。

「成果の捉え方」に関しては、以下Q&Aを参照。

Q. 審査項目に含まれる「助成の成果」や「費用対効果」における「成果」や「効果」は、どのような意味合いで捉えればよいのでしょうか。

A. 量的な側面から効果をみる場合と、受益者や関係者のニーズを満たす等、質的な側面から効果をみる場合があります。応募事業の目的や事業展開の構想次第で重視する効果と捉え方は異なるものと認識しています。

また、要望書の「応募事業実施にあたっての目標」の項目では、事業対象者の変化や効果の他、「事業を通じて明らかになること」を位置付けています。例えば、制度の狭間の状況はなぜ生じているのか、それらを明らかにし、今後の政策に役立てることや社会に新たな認識を広げることも助成の効果と位置づけられます。

 必ずしも量的な効果のみが成果とは限りません。

 目標には、アンケートや聞き取り、日誌等の記録によって、その達成が確認できるものを位置づけてください。

3. 応募事業の概要(続き)

POINT

(9) 加対象事業の確認

項目に該当する場合は、以下の内容を記載してください。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により拡大した課題・ニーズの内容
- ② 上記課題・ニーズへの対応策の内容

💡「2. 応募に至った背景」と一部重複していても差し支えありません。
また、該当「無」を選択した場合でもそれにより、不採択となることはありません。

以下Q&Aを踏まえて記載を検討してください。

Q.「新型コロナウイルス感染症の影響により拡大した課題・ニーズに対応する事業」のうち、「新しい取り組みの創出や既存の仕組み等の変革に対応するもの」に重点をおく理由を教えてください。

A. 新型コロナウイルス感染症の影響により拡大した課題・ニーズに対応する事業は、その全てが必要な事業であると認識しています。長期的な視点に立ちながら取り組む活動の後押しが可能である「助成」という財源の特性を活かし、既存のアプローチとは異なる実験的な試みや抜本的な見直しに着手して課題に対応する事業に重点を置くことで、Withコロナ時代の社会に必要な事業を積極的に支援したいと考えています。

(9) 新型コロナウイルス感染症の影響により拡大した課題・ニーズに対し、新しい取り組みの創出や既存の仕組み等の変革などに先駆的に取り組む内容への該当有無	有		無	
--	---	--	---	--

(上記項目で「有」を選択した場合のみ記載してください)

(10) 新型コロナウイルス感染症の影響により拡大した課題・ニーズへの対応に該当する事業であって、【新しい取り組みの創出や既存の仕組み等の変革に対応するもの】に該当する場合は、「新型コロナウイルス感染症の影響により拡大した課題・ニーズ」として把握している内容を記載し、その対応策として、どの部分が新しい取り組みの創出や既存の仕組み等の変革などの〈先駆性〉に該当するのか「4. 事業計画」の内容と関連づけて記載してください。(250字以内)

団体が把握している拡大した課題・ニーズは、〇〇である。その拡大した課題・ニーズの対応策として、を計画している。

4. 事業計画

POINT

(1) 具体的な事業内容・数値目標

【事業内容】欄(左側) ※以下は抜粋

①柱立てNo.・名称(←複数の内容を含む場合)

💡助成終了後の事業継続の体制づくり(資金・人・連携等)につながる内容も検討

②【新たな取組】か【既存事業の拡充】かを明記

💡助成によりチャレンジしたい内容を明確に

⑤概算予算(主な経費の費目の列記・概算額計)

右記の例示のとおり略した記載で構いません。

【数値目標】欄(右側)

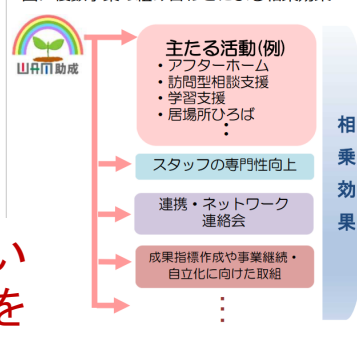
⑥実施回数

⑦対象者の層

⑧1回あたりの実人数及び延べ人数

💡どのような人にどのくらい事業を届ける想定か、を記載してください。

図. 複数事業の組み合わせによる相乗効果



4. 事業計画

(1) 応募事業の実施にあたっての目標の達成に向けた取り組み(具体的な事業内容及び数値目標)を記載してください。※各項目は枠の範囲内で記載し、上段に収まらない場合は下段をご利用ください。

事業内容	数値目標
①柱立て番号・名称、②【新たな取組】や【既存事業の拡充】の該当状況③目的④内容⑤実施場所(拠点名及び住所(○県○市)⑥実施予定時期(期間や日時)⑦概算予算(主な経費の費目の列記・概算額計)(上段、下段各1,300字以内)	柱立てNO.、⑧実施回数⑨事業の対象者の層⑩1回あたりの実人数及び延べ人数(上段、下段各420字以内)
上段 柱立て1:「孤立しがちな家族の居場所運営事業」 【既存事業の拡充】 ①目的 経済的に困窮状態又は地域で孤立しがちな家族が虐待やDV等の状況を生まないために、地域住民や専門家が継続的に関わる体制を構築することを目的とする ②内容 定期的なこども食堂及び学習支援を実施 ③場所(地域) ○○公民館(○市)、空き家を改装した○○ハウス(○町) ④日時 ○○公民館:毎週火曜 ○○ハウス:毎週土曜の午後 ⑤予算(主な経費・概算の総額) 概算費用80万(賃金、家賃、謝金、消耗品費等)	柱立て1 ⑥実施回数 ○○公民館:週1回、年45回 ○○ハウス:週1回、年間45回 ⑦対象者層 地域の困窮状態にある子ども及び保護者 ⑧1回あたりの実人数及び延べ人数 約10人(1か所) 延べ約900人(2か所計)
下段 柱立て2:「スタッフ育成講座」【新たな取組】 ①目的 居場所スタッフの育成 ②内容 外部専門家等による研修会 ③場所 ○○公民館 ④日時 月1回 ⑤予算 概算費用60万(会場借料、謝金、旅費、消耗品費等)	柱立て2 ⑥実施回数 月1回、年間12回 ⑦対象者層 スタッフ、ボランティア ⑧1回あたりの実人数及び延べ人数 5名(延べ60人)

上記は例示となります。作成の際は実際に活動に合わせてご記載ください。

4. 事業計画(続き)

POINT

(2) 応募事業の普及に向けた取組み

以下の内容を記載してください。

①普及に向けた取組み／②広報の工夫

💡以下の視点を参考としてください。

①事業の対象者への発信手段(リーチの方法)
について検討している内容

②事業で取り組んだことやその成果・教訓など
の普及の方法

※届けたい相手を具体的に想定して記載してください。

「事業報告書」については以下Q&Aを参照。

Q.応募書類内の「報告書の作成・配布」とは具体的にはどのようなものでしょうか。

A.報告書は、助成事業で取り組んだことやその成果(変化や効果、実施したことを通じて明らかになったこと等)や教訓を広く普及することを目的に作成してください。WAM助成では、事業の実績やその成果等を広く普及することで他団体への波及を図ることを重要と考えており、事業報告書の作成は必須としています。

※なお、事業報告書は、成果報告会を実施する場合、成果報告会の資料に「実施状況」や「成果」の取りまとめまで明記する場合は、その資料で代替することができます。

<応募事業の普及に向けた取組み> (※事業報告書の作成は必須)								
(2) 応募事業の普及に向けた取組みを下記より選択してください(複数選択可)。また、応募事業の対象者に事業を普及するための具体的な取組み(広報手段)及び広報の工夫について記載してください。(400字以内)								
応募事業の普及に向けた取組みの選択肢	☐	チラシ等紙媒体での発信	☐	HP、SNSでの発信	☐	イベント、報告会等の開催	☐	メーリングリスト等、既存の関係者への発信
	☐	メディアを通じた発信	☐	その他 ()				
(3) 具体的な取り組み(広報手段)及び広報の工夫(400字以内)								
<事業報告書の作成・配布> (280字以内)								
(4) 事業報告書の作成計画(①目的、②仕様(ページ数・作成部数等)、③配布先・配布部数、④配布時期、⑤HP公開の有無、⑥概算予算等)を記載してください。 ※成果報告会の資料に実施状況や成果の取りまとめまで明記する場合は、その資料で代替することができます。								
必須								
	①目的:居場所の必要性を地域住民に伝える ②仕様:A4サイズの両面カラー500部 ③配布先・配布部数:社協、自治会、PTA、行政機関、福祉施設、児童館500名 ④配布時期:令和5年2月 ⑤予算(主な経費・概算額)印刷費、通信運搬費60万円							

(注)この「事業報告書」は、WAMへの報告のために作成するものではありません。

5. 助成終了後の展望及び事業継続体制の計画

POINT

(1) 応募事業の2か年採択の希望有無

「希望有無」について、必ず選択してください。

(2) 助成終了後の展望

 応募事業を地域や社会に発展させていくことで到達したい地域・社会の状態について記載してください。

(4) 2年目の事業内容(※2か年採択希望の場合のみ)

 事業の発展性がわかるように、【新たな取組み、内容・回数・場所等の拡充、地域で支援体制を構築するなど】1年目の計画と異なる内容について具体的に記載してください。

「2か年採択の枠組み」については以下Q&Aを参照。

Q. 事業の発展性が期待できるものを2か年にわたり採択する枠組みについて、どのような趣旨で、2か年採択の枠組みが加わったのでしょうか。

A. 単年度助成の枠組みにおいては、通常、単年度で成果を生むことのできる申請内容となりますが、例えば、居場所事業を実施しながら、徐々に地域の支援体制を構築する等といった事業計画の発展を支えるには、他団体との連携・ネットワーク化を継続的に後押しすることのできる枠組みが有効であると考え、新たな枠組みを導入しました。なお、要望書の「2か年審査の希望有無」の選択の別により審査が厳しくなることはありません。

5. 助成終了後の展望及び事業継続体制の計画

<応募事業の2か年採択の希望有無>

(1) 今回の応募において、2か年にわたって採択することを踏まえた審査について、希望有無を教えてください。

希望する

希望しない

<助成終了後の展望>

応募事業を今後、地域や社会にどのように発展させていくか、「助成終了後の展望」を記載してください。

また、<応募事業の2か年採択を希望する場合>は、「助成終了後の展望」に到達するための方向性を下記より選択し(複数選択可)、2年目の事業内容のなかで1年目と異なる内容を具体的に記載してください。

(2) 助成終了後の展望(450字以内)

(3) 上記の展望に向けた具体的な取組みの方向性を下記より選択してください。(200字以内)

展望に向けた 具体的な取組みの 方向性の選択肢	☐ 住民同士の支え合いの仕組みづくり	☐ 専門職・関係機関の連携・ネットワークの拡充	☐ 行政との連携強化や政策化・制度
	☐ 事業の広域展開	☐ その他()	

(応募事業の2か年採択を希望する場合は、記載してください)

(4) 助成終了後の展望や上記で選択した方向性を踏まえ、事業の発展性がわかるように、2年目の事業内容のなかで1年目と異なる内容(※)を具体的に記載してください。(400字以内)

(※) 新たな取組み、内容・回数・場所等の拡充、地域で支援体制を構築するなどの内容

5. 助成終了後の展望及び事業継続体制の計画(続き)

POINT

(5) 事業継続のための方針

 事業を継続するために、どのような方針を検討しているのか、選択肢より選んでください。

(6) 事業継続に向けて助成期間中から取り組む内容

 事業継続に向けた取り組みは、助成期間中から準備を進めていく必要があります。助成期間中から取り組む内容について記載してください。

<事業継続体制の計画>

(5) 事業継続のための方針を下記より選択してください(複数選択可)。

事業継続のための 方針の選択肢	☐	行政での制度化・モデル事業化による継続	☐	寄付・会費等による継続	☐	参加費等の事業収入確保による継続
	☐	連携体制の強化による継続	☐	内部体制強化(人材確保等)による継続	☐	その他()

(6) 事業継続に向けて助成期間中から取り組む具体的な内容を記載してください。(450字以内)

「事業継続」の観点については以下Q&Aを参照。

Q.審査項目の「自立的継続性・将来発展性」における「自立的継続性」とは、どのようなイメージで捉えて計画を検討すればよいでしょうか。

A.「自立的継続性」については、団体による事業継続という視点とともに、地域に支援活動やリソースが持続されるといった視点も含みます。制度の対象外となるニーズ等に対応する場合、サービス提供(事業化)による自立的継続は難しい状況が多くみられ、また、事業の継続を過度に意識することで、支援を特に必要とする方々が置き去りになったり、本人の自立の妨げにつながる危険性があることには留意が必要です。他方、助成先へのアンケートによれば、「継続につながった取組」として、多くの団体が「他団体との連携構築」や「報告書配布など成果普及の取組」を挙げています。こうした取り組みを行い、協力関係を外部につくることで、会費・寄付の増加や行政における制度化等に結び付く事例がみられています。

6. 応募事業の実施体制

POINT

(1) 内部の運営体制について

💡 事業実施が可能であることが分かるように、メンバーの有する経験や専門性、役割を踏まえ、具体的に記載してください。

💡 正職員として事業に従事する場合には、氏名の後に(正職員)と記載してください。

「正職員賃金」に関する内容は以下のQ&Aを参照。

6. 応募事業の実施体制

<運営体制について>

(1) ①応募事業の柱立て番号、②構成メンバーの名前及び正職員該当の有無、③メンバーの有する経験・専門性④メンバーの役割について記載してください。(800字以内)

柱1: 福祉 太郎(正職員)／社会福祉士／全体統括
医療 花子／連携団体役員・元学校職員／現場の子どもとのかかわり
〇〇氏／市役所元職員／制度化に向けた調整

Q. 正職員賃金を一部対象とした趣旨や対象範囲を教えてください。

A. コロナ禍等の影響によりNPOの支援ニーズが一層拡大しており、福祉分野等の専門性や経験を有するスタッフが専門的なケアや関係機関との調整役を担う場面も多くみられます。これらの状況を踏まえ、この度、正職員人件費(助成事業に従事した時間分)の一部(通常助成事業は助成金額の25%を上限(モデル事業及び補正予算事業は50%を上限))を対象とするものです。

ただし、代表者や副代表者、監事の賃金や、団体の経営を委任した報酬として支払われる役員報酬、法人運営のために雇用し助成事業に従事しない者、通常業務と区分ができない賃金は、対象となりません。

70

7. その他関連情報(続き)

POINT

【活動実績】

応募事業に関連する活動実績のうち、
【助成・補助・委託】を利用して行った実績
について記載してください。

💡 枠に書ききれない場合は、今回の応募事業に**【最も関連する活動】**から優先的に記載してください。

【活動実績等】

年度 (西暦)	活動実績 (過去3年以内) ※応募事業に関連する活動実績のうち、助成・補助・委託を利用して行った実績があれば記載してください。	活動財源 (財源種類及び額) 例：〇〇財団助成 (300万円)
	〇〇 〇〇事業	〇〇財団助成 〇〇万円
	〇〇 〇〇事業	〇〇市委託 〇〇万円
	〇〇 〇〇事業	〇〇県補助金 〇〇万円

7. その他関連情報(続き)

POINT

【他の助成・補助・委託への応募状況】

🔗「応募中」または「応募を(具体的に)検討中」に該当する場合は、その検討中の内容について記載してください。

様式の枠に収まらない場合は別紙3に記載。
(別紙3の記載有無についても明示してください。)

「他の助成等への応募」については、以下のQ&Aを参照。

【他の助成・補助・委託への応募状況】

今回応募する事業と同一の事業について、他の助成・補助・委託（以下、「他の助成等」）への応募状況を下記に記載してください。更に他に該当がある場合は、別紙3に記載してください。

他の助成等への応募 (該当するものに○をし てください)	☐ あり → ☐ 結果待ち ☐ 助成等の決定 ☐ 不採択
	☐ なし ☐ 応募を検討中
応募先機関 ・団体名	今回の応募内容と同一事業ですか? ☐ はい ☐ いいえ
応募事業名	応募金額 (円単位)
採否決定時期	年 月 ~ 年 月
実施期間	年 月 ~ 年 月

他の助成等への応募 (該当するものに○をし てください)	☐ あり → ☐ 結果待ち ☐ 助成等の決定 ☐ 不採択
	☐ なし ☐ 応募を検討中
応募先機関 ・団体名	今回の応募内容と同一事業ですか? ☐ はい ☐ いいえ
応募事業名	応募金額 (円単位)
採否決定時期	年 月 ~ 年 月
実施期間	年 月 ~ 年 月

Q.他の助成等との同時応募について

A.同時に応募することは可能です。ただし、WAM助成の対象事業では、他の助成等の重複が認められておりません。同一事業(※)について、WAM助成と他の助成等が同時採択された場合は、WAM助成か、他の助成等のいずれかを選んでいただくこととなります。

(※同一事業とは、事業内容が同じであり、かつ、時期 又は事業実施場所等が同一であることをいいます。)

市成金変更申請書		団体名		0	
D 助成対象事業を実施するための費用					
科目	金額 (円)	内訳	金額 (円)	内訳	手入力欄
税金 ※1.国(市)または10,000円が助成金費用と算定 可。但し、住宅の取得資金に限り、3種類を超える 区分については、補助対象となる区分に限り、 1.取得が主となる区分と、2.取得を超える区分は、 3.その他(変更)として区分する。	0				
施設費	0				
所費合計	0				
賃金 ※ 団体職員(助成事業 に必要となる)以外 に必要となる(役員報酬 により算定となります) ※ 助成金対象となる賃 金があります(1人1月あたり 13万5000円以上200万円まで) ※ 賃金(基本給+手当)は 助成金に25%まで	0.0%	0			
賃金 ※ アルバイト(雇用の家)	0				
家賃	0				
光熱水費	0				
備品購入費 ※ 費用 10万円以上のものが対象です。 ※ 費用 10万円以上のものを購入し、 ※ 補助(助成金)申請書に添付してください。	0				
消耗品費	0				
他料科目	0				
印刷製本費	0				
通信運搬費	0				
委託費 ※ 助成金対象とする 委託費の割合が、30%以 上の場合は、 ※ 助成金対象となる対象外と なります。	0.0%	0			
雑費	0				
保険料	0				
A 助成対象費用の合計	0				
B その他の費用 (助成金の対象外費用と の合計に家賃を除く費用の合計)	0				
C 総額 (A+B)	0				
② 助成対象事業にかかる収入(=自己資金) ※ 一定限度の自己資金を振り込んだ資金計画をしてください。					
収入種類	金額 (円)				
市営収入 ※ 市営収入は、この助成事業に て発生する収入の内訳として区分する。	0				
収入金・結算金収入 ※ 収入金・結算金収入は、収入金の 内訳(収入金・結算金収入)として、収入金の 区分として区分してください。	0				
一般会計繰入金 ※ 収入金	0				
D 収入合計	0				
③ 助成金の算定					
C 助成事業-D 収入合計	0	円	平均率 減額引	0	千円

インポートシートによる入力し、新しい場合はこちらの平均率欄をご確認ください。
 インポートシート使用の場合は空欄にしてください。

**手入力欄
(黄色網掛け)**

【エラーメッセージ】
 ①D 収入合計 ≥ B その他の費用としてく
 ださい
 ②職員賃金の25%超過分は自己資金負
 担となるようにしてください
 ③職員賃金の25%超過分及び、Bその他
 の費用の合計額を超えるように収入を計
 上してください

【エラーメッセージ】表示欄

下の金額が助成金算定額となります。
 例: 500千円以上、2,000千円以下で、例:

←エラーメッセージが出ている場合は、上記203セルの値よりも大きい金額を収入(一般
 会計繰入金)に計上し、エラーメッセージが消えるように調整してください。

8. インプットシート

POINT

【インプットシート】

💡 左側の列から順に入力してください。

「謝金」を計上する場合は、「謝金計上時のみ入力欄(赤い囲み内)」に状況を必ず入力してください。

* 謝金支払い相手方が【外部者】で、1回あたり3時間超に該当し、機構が認めた場合、1回あたりの謝金上限額の引き上げが可能(15,700円⇒47,100円)であり、その内容を確認するための入力欄です。(※「3時間」の考え方について:例えば外部講師がセミナーを行う際、当日の打ち合わせや準備・後片付けなどの拘束時間も含まれます。)

* 「要望額調書」記載にあたっては、要望書(エクセル)内の別シート「要望額調書記入の方法・注意事項」を必ずご確認ください。

謝金計上時のみ入力													
費目	柱番号	内容	謝金支払相手方(内部・外部) 確認	1回あたり3時間超に該当する場合「○」	単価	数値	単位	数値	単位	数値	単位	合計	
謝金	柱1	内部研修謝金	内部者		15,700円	×	3名	×	3日			=	141,300円
謝金	柱2	シンポジウム講師謝金	外部者	○	46,700円	×	4名					=	186,800円
旅費	柱2	講師旅費			20,000円	×	4名					=	80,000円
旅費	柱1	ボランティア旅費			500円	×	20名	×	10日			=	100,000円
賃金(職員)	柱1	助成事業従事職員			1,500円	×	8時間	×	50日			=	600,000円
賃金(アルバイト)	柱1	アルバイト賃金			1,100円	×	5名	×	5時間	×	50日	=	1,375,000円
家賃	柱1	助成事業専用建物			70,000円	×	12か月					=	840,000円
光熱水費	柱1	電気料金			10,000円	×	12か月					=	120,000円
備品購入費	柱2	冷蔵庫(中古)			100,000円							=	100,000円
消耗品費	柱2	食料品			10,000円	×	12か月					=	120,000円
消耗品費	柱2	文房具			5,000円							=	5,000円
借料損料	柱2	シンポジウム会場費			15,000円							=	15,000円
印刷製本費	柱3	報告書印刷費			300円	×	500部					=	150,000円
通信運搬費	柱3	報告書送料			130円	×	500部					=	65,000円
委託費	柱3	HP作成費			200,000円							=	200,000円
雑役務費	柱1~3	振込手数料			110円	×	20回					=	2,200円
保険料	柱1	ボランティア保険			300円	×	20名					=	6,000円
その他の経費	柱1~3	謝金上限額超過分			4,300円	×	3名	×	3日			=	38,700円
参加費収入	柱1	利用料			100円	×	20名					=	2,000円
寄付金・協賛金収入	柱	(株)○○社			100,000円							=	100,000円
一般会計繰入金	柱				5,200円							=	5,200円
	柱											=	0円
	柱											=	0円

③ 要望書記載や計画立案の参考情報を把握【動画3】

- どういったことに配慮して申請すればいいのか

計画立案の参考情報



●事業計画・経費積算にあたっての確認



10. 資金計画の作成上の注意点について

資金計画の作成上の注意点があれば教えてください。



2点回答いたします。

1. これまでの活動実績や財務状況に応じた適正な規模での資金計画を検討してください。
2. 助成終了後の事業継続を踏まえた内容を計画に含めて検討してください。特に、人件費、家賃等の金額が大きい経費が助成終了後も経常的に発生する場合は、要望書の＜事業継続体制の計画＞欄において、それらを賄うために助成期間中からどのようなことに取り組むのかについて検討し記載することが肝要です。

WAM助成利用にあたってのポイント

1. 「複数事業の組み合わせ」の相乗効果を期待

⇒実態調査、人材育成や連絡会、事業継続に向けた取組も事業実施における必要性があれば計画・実施が可能

2. 助成期間中の「計画変更」への柔軟な対応

⇒事業目的の到達に必要な事業内容・資金計画の見直しが可能
コロナ禍が長期化していることを踏まえ、現時点で最善の事業計画としてください。

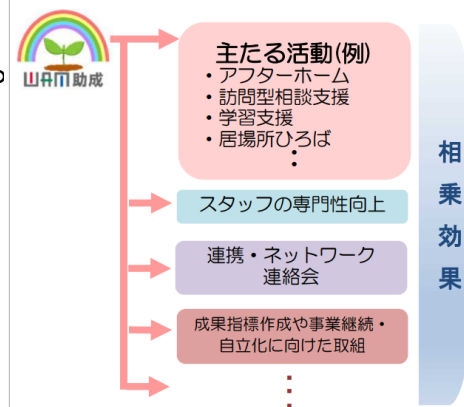
3. 助成期間中の研修・団体同士の情報交換の場を提供

⇒オンラインで自由に参加可能。全国各地の団体と出会う場に。

〈令和4年度WAM助成の実績〉

研修テーマ
7月: 制度化に向けた研修
8月: 会計・税務講座
11月: 孤独・孤立対策の動向

図. 複数事業の組み合わせによる相乗効果



WAMのリソースをご活用ください！

■ 計画立案にあたってのヒント I

HPで「学習会当日資料」公開中！（各募集ページ最下部からリンク）

< 事業継続の計画 >

オンライン学習会
事業継続のための
協力の輪
の広げ方

12/7 (水)
13:10 ~ 16:10

オンライン開催
(参加費 無料)

助成金申請に
活かそう！

第1部「講演会」講師
第2部「助成プログラム紹介・事例報告」登壇者



松原 明 さん
協力世界 代表



山内 秀一郎 さん
社会福祉法人 中央共同募金会
基金部長



栗林 知絵子 さん
認定NPO法人 豊島子とEWAKUWAKU
ネットワーク 理事長



山下 祈恵 さん
NPO法人 トナリビト
代表理事

主催：独立行政法人 福祉医療機構（WAM）／ 協力：社会福祉法人 中央共同募金会

< 連携の計画 >

福祉医療機構（WAM）主催
オンライン学習会

地域共生社会に
必要な連携
とは何か？

12/1 (水)
13:10 ~ 16:10

オンライン開催
(Zoomウェビナー予定)
参加費無料



松原 明 氏
協力世界 代表
特定非営利活動法人シーズ・
市民活動を支える制度をつく
る会 元代表



菊池 亮 氏
社会福祉法人釜石市社会福祉
協議会 地域福祉課長



小田 泰久 氏
社会福祉法人秦笑 理事長

WAMのリソースをご活用ください！

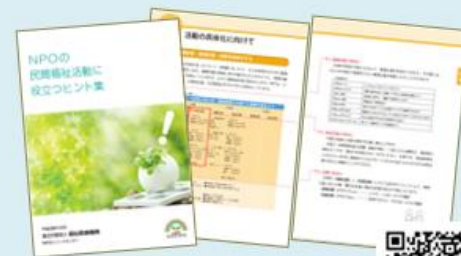
■ 計画立案にあたってのヒントⅡ

事業運営全般の「ヒント集」や
「過去の事例」を幅広く紹介して
います。ぜひご覧ください。

■ 事例紹介 — WAM助成ホームページで閲覧いただけます —

■ 事業運営のヒント

事業運営全般



NPOの民間福祉活動に
役立つヒント集



WAM助成レポート
WAM助成の優良事例を掲載しています。



WAM助成eライブラリー
9,539件の助成実績データが閲覧可能です！

応募方法について

応募方法

STEP ①

《機構HPから応募様式をダウンロードし、作成》

※募集要領・募集説明スライドなどを必ずご確認ください。

STEP ②

《応募フォームから応募書類を送信》

- ・応募フォームに必要事項を入力してください。
 - ・ステップ①で作成した要望書（Excelファイル）及び以下の2つの書類（PDFファイル）を添付の上、送信ボタンを押して登録することで完了となります。
 - (1)定款、寄付行為又は運営規約等
 - (2)応募時における最新の決算書（法人の場合には貸借対照表も必要）
- ※フォーム送信は原則一度のみとし、添付書類については、いずれも応募の時点で理事会等の承認済みの書類のうち、最新のものとしてください。

・添付書類のデータが大きく、添付書類を送信できない場合は、機構NPOリソースセンターにご確認ください。

・機構で要望書・添付書類を受信後、フォームに登録されたメールアドレスに受信確認メールを自動送信します（フリーメールの場合、自動送信が遅れる可能性があります）。受信確認メールが届かない場合は、機構NPOリソースセンターにご確認ください。

・締め切り間際はアクセスが集中し、つながりにくくなりますので、時間に余裕をもってご応募ください。

提出期限

- 令和5年度 通常助成事業・モデル事業

令和5年1月30日（月）PM3:00まで

- 令和4年度 補正予算事業

令和5年1月24日（火）PM3:00まで



WAM助成の相談窓口のお知らせ

WAM助成では、助成金のご応募をお考えの方のために助成相談窓口を常設しています。

ご不明な点がございましたら、どうぞお気軽にご相談ください。

《お問い合わせ先》

独立行政法人福祉医療機構

NPOリソースセンター NPO支援課

①電話 ☎ 03-3438-4756

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（土日祝祭日を除く）

②メール

WAMホームページ「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。

<https://www.int.wam.go.jp/wamhp/hp/info-tabid-640/info-wamjosei01-tabid-2106/>

